

第 11 次

千葉県廃棄物処理計画

(千葉県食品ロス削減推進計画)



ちばプラごみ削減エコスタイルキャラクター
モラワン



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



ちば食品ロス削減エコスタイルキャラクター
ノコサーヌ

令和 8 年 3 月

千葉県

はじめに

本県は豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれた地域です。このかけがえのない環境を次世代に受け継いでいくことが我々に課せられた役目です。

一方、首都圏に位置することなどから、従来から不法投棄が後を絶たず、県民生活が脅かされる事態も生じていました。

このため、循環型社会の構築に向け、これまで廃棄物の適正処理や3Rに積極的に取り組んできました。

その結果、本県の廃棄物の排出量は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに近年減少傾向にあり、リサイクル率については全国平均を上回る状態を維持しています。

こうした中、国では循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、経済社会システムそのものを循環型に変えることが必要との考えから、「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行」を国家戦略として位置付け、その実現に向けて施策を展開することとしています。

これらの状況を踏まえ、環境保全と経済成長の好循環を生み出し、豊かな千葉を次の世代につなげるため、2050年までの県の目指す姿を明確にし、県民、事業者、市町村と共有するための将来ビジョンとして、

めぐる経済、まもる環境 ～豊かな千葉を次の世代へ～

を新たに掲げた第11次千葉県廃棄物処理計画を策定しました。

本計画では、3R等の推進によるごみの減量化、食品ロスの削減、平時からの備えを含めた災害廃棄物の対応、廃プラスチックの再資源化など、今まで以上に強化する取組や、AI等のデジタル技術の効果的な活用による脱炭素化の推進、リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の確保など、多様化する新たな課題の解決にも取り組んでまいります。

また、全国の都道府県に先駆けて令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例に基づき、不適正ヤードの一扫に取り組むなど、県民の生活環境を守るための体制も強化してまいります。

循環型社会の更なる拡大に向けて、本計画に掲げる施策を実行していくためには、県民の皆様をはじめ、事業者、市町村など、あらゆる関係者との協働や協力が不可欠と考えておりますので、引き続き一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

千葉県知事

熊谷 俊人



第11次千葉県廃棄物処理計画
(千葉県食品ロス削減推進計画)
(本編)

目次

将来ビジョン	1
1 計画の基本事項	2
1.1 計画策定の背景	2
1.2 策定方針	3
1.3 計画の位置付け及び計画期間	4
1.4 計画の対象とする廃棄物	5
2 社会の動向	6
2.1 国外の動向	6
2.2 国内の動向	7
3 県の廃棄物処理の現状	11
3.1 一般廃棄物	11
3.2 産業廃棄物	25
3.3 計画目標の進捗状況	38
4 県が取り組むべき課題	40
5 基本方針と計画目標	44
5.1 本計画の基本方針	44
5.2 計画目標	45
6 展開する施策	51
6.1 施策体系	51
6.2 展開する施策	52
(1) 3R 等の取組による循環経済への移行の推進	52
(1)－1 市町村や事業者と連携した3R+Renewable の推進	52
(1)－2 食品ロスの削減	59
(1)－3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進	65
(1)－4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進	66
(1)－5 循環資源等の利活用の促進	68
(1)－6 効果的なりサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)	69

(1)－7 環境学習等の推進	71
(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進	73
(2)－1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進	73
(2)－2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進	76
(2)－3 人口減少等に対応する AI 等のデジタル技術の効果的な活用	78
(3) 適正処理の推進	80
(3)－1 排出事業者における適正処理の促進	80
(3)－2 有害廃棄物の適正処理の推進	81
(3)－3 再生土の適正利用の推進	82
(3)－4 不適正なヤードの一掃	83
(3)－5 環境美化意識の向上と実践活動の推進	83
(3)－6 海岸漂着物の処理の推進	84
(3)－7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	84
(3)－8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	85
(3)－9 処理困難物や高齢化社会等への対応	86
(4) 適正処理体制の整備	88
(4)－1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	88
(4)－2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)	89
(4)－3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	90
(4)－4 県全体における適正処理体制の整備	91
(4)－5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	92
(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	93
(5)－1 平時からの備えの強化	93
(5)－2 発災時の迅速な対応	95
7 計画の推進	96
7.1 各主体の役割	96
7.2 進行管理	99

千葉県食品ロス削減推進計画

策定方針	3
計画の位置付け	4
国内の動向	8
県の廃棄物処理の現状	18
県が取り組むべき課題	40
展開する施策	59

※千葉県食品ロス削減推進計画に該当する箇所は、本文中の標題に「*」で表示しています。

コラム一覧

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？	10
ちばエコスタイル	53
4Rの取組	54
近隣の都県市と連携した取組	54
リユースの取組	55
リペアの取組	56
Renewable(再生可能な資源への代替)とは？	57
消費期限と賞味期限	60
今日からできる！食品ロス削減	61
食品ロスに関する世論調査の結果	62
フードドライブ	63
食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組	64
プラスチックの再資源化の取組	67
リチウム蓄電池を内蔵した小型家電は適切な排出を！	70
衣類の再資源化の取組	72
食品廃棄物をバイオマス資源として活用する取組	76
バイオマス資源の活用取組	77
AI等のデジタル技術を活用した収集運搬・廃棄物処理の取組	79

将来ビジョン

めぐる経済、まもる環境

～豊かな千葉を次の世代へ～

千葉県は、廃棄物・資源循環分野における2050年までの目指す姿を明確にするため、「将来ビジョン」を策定しました。

県民・事業者・市町村と共有することで、それぞれの立場から、長期的な視点で取り組むべき方向性を示します。

1 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景

千葉県(以下「県」という。)では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、昭和49年から5次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、平成12年の廃棄物処理法改正により、第6次計画以降は、一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理及び循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物に関する施策対策を推進してきたところです。

令和7年度を目標年度とした第10次千葉県廃棄物処理計画(以下「前計画」という。)では、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指した実効性のある施策の展開や、頻発する台風等の自然災害に対し、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図ってまいりました。

しかしながら、県の廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、家庭系可燃ごみへの資源化可能物の混入や集団回収量の減少などによる出口側の循環利用率の伸び悩み、根絶に至らない不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化などの課題に引き続き対応していく必要があります。

また、県内の廃棄物処理を取り巻く環境は依然として多くの課題を抱えており、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、地球温暖化対策の視点を踏まえた廃棄物エネルギーの利活用、エンジン等の自動車部品や金属スクラップ等を取り扱う不適正なヤードへの対策、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応していく必要であります。

こうした背景のもと、第11次千葉県廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)では、これらの複雑、多様化する課題に対応するため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が相互に連携することで、地域と調和した循環経済への移行に向けた取組や、資源循環と脱炭素化が一体となった取組の推進など実効性のある施策の展開を図っていきます。また、県民の安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の強化を図るだけでなく、不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化してまいります。

1.2 策定方針 *

令和3年3月に策定された前計画では、「3Rの推進」「適正処理の推進」「適正処理体制の整備」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」を4つの柱として、市町村や事業者等との連携のもと、持続可能な循環型社会の構築を目指して施策に取り組んできたことで、廃棄物の最終処分量の減少や、災害廃棄物対策の強化など着実に進展してきたところです。

しかしながら、県の廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、前述のとおり、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

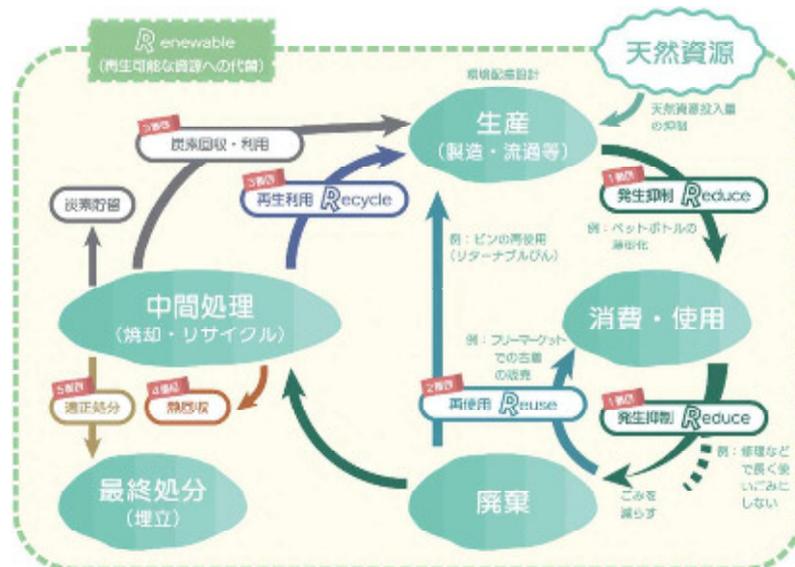
本計画では、廃棄物の減量化や資源化等をさらに進めていくため、県の廃棄物処理の現状と課題及び前計画における施策の進捗状況等を踏まえるとともに、上位計画である千葉県総合計画(令和7年10月策定)及び第三次千葉県環境基本計画(平成31年3月策定)を具体化する個別計画として、国が定めた、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)及び第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)等との整合を図りながら、計画を策定することとします。

計画の策定に当たっては、前計画から引き続き、県民・事業者・行政などの各主体による3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R(リデュース・リユース)の取組を推進するなど、前計画の成果と課題を継承しつつ、循環型社会の更なる拡大に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった社会的潮流を踏まえ、新たな目標値を設定し、施策体系を見直すこととします。

また、本計画は、前計画から引き続き、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)第12条で規定する「千葉県食品ロス削減推進計画」や、「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付けることとします。

県が目指す循環型社会の拡大に向けた資源の循環的利用のイメージは、図1-2-1のとおりです。

図1-2-1 循環型社会の拡大に向けた資源の循環的利用のイメージ



1.3 計画の位置付け及び計画期間 *

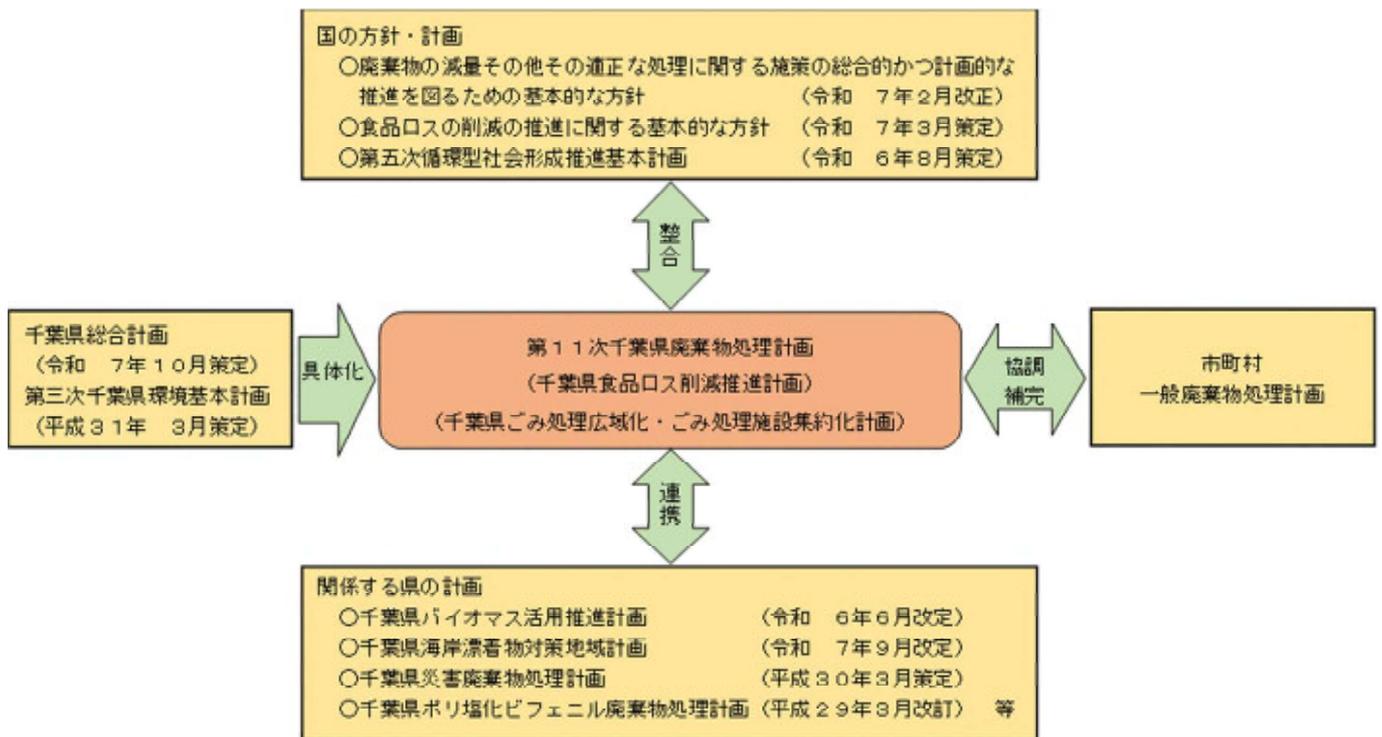
(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

併せて、前計画から引き続き、本計画を食品ロス削減推進法第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」や、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付けることとします。

また、「千葉県バイオマス活用推進計画」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等の関連計画と連携を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協調し補完し合うことで、県内の一般廃棄物の減量化や適正処理を進める関係にあります。

図1-3-1 本計画の位置付け



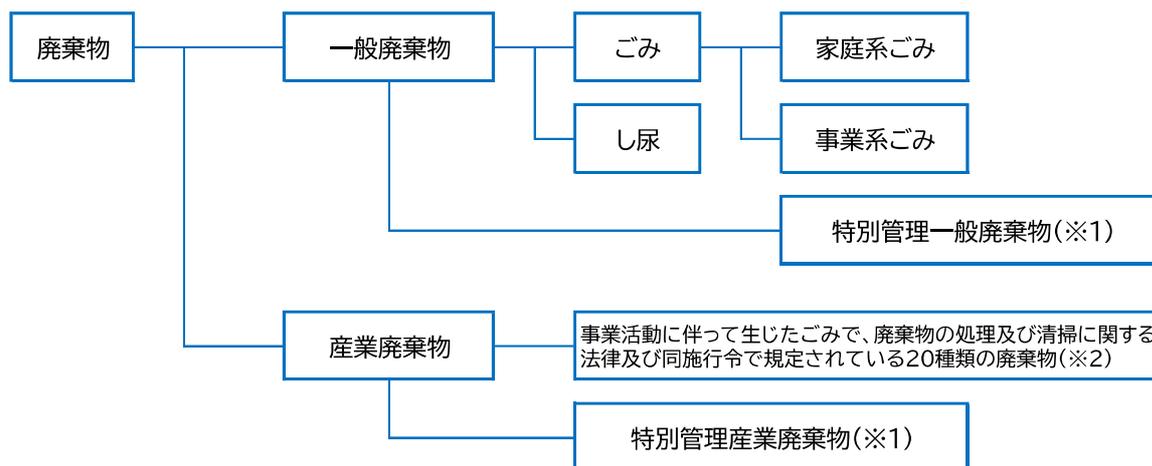
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画とします。

1.4 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令(以下「施行令」という。)に規定する一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を含む。)及び産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)とします。

図1-4-1 廃棄物処理計画で対象とする廃棄物



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 1 燃え殻、2 汚泥、3 廃油、4 廃酸、5 廃アルカリ、6 廃プラスチック類、7 紙くず、8 木くず、9 繊維くず、10 動植物性残さ、11 動物系固形不要物、12 ゴムくず、13 金属くず、14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、15 鉱さい、16 がれき類、17 動物のふん尿、18 動物の死体、19 ばいじん、20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの、輸入された廃棄物

※ 放射性物質汚染対処特別措置法(平成24年1月施行)では、原発事故由来の放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えて環境大臣の指定を受けた指定廃棄物の処理は、国が責任をもって行うこととされているため、本計画の対象とはしていません。

※ 建設発生土(いわゆる「残土」)は、廃棄物処理法に定める「廃棄物」に該当しないため、本計画の対象としていません。建設発生土等の埋立てによる土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(いわゆる「残土条例」)を制定し、事業者に対する適正処理の指導を行っています。

また、独自の施策を講じようとする市町村については、県残土条例を適用除外することができることになっており、令和7年3月時点で千葉市をはじめ25市町村が県条例の適用除外となっています。